

時事問題頻出予想 10 テーマ講義

講師 アガルートアカデミー 田島圭祐

憲法改正

- ・憲法改正の流れ
 - 1、憲法改正案の提出
→衆議院 100名以上／参議院 50名以上
 - 2、両議院本会議で総議員の 2/3 以上の賛成
 - 3、憲法発議後 60日～180日以内に国民投票を実施
→改正案ごとに投票
 - 4、投票数の過半数で承認
 - 5、天皇が憲法改正を公布

マイナンバー制度

- ・マイナンバーとは
→区市町村（長）から住民に指定される 12 桁の番号←→×国／都道府県
- ・2016年1月から行政手続きにおける個人番号の利用開始
- ・法人や団体は法人番号
→国税庁（長官）から指定される 13 桁の法人番号←→×区市町村
- ・住民票をもつ在日外国人にも指定
- ・2020年4月でカードの普及率 16%
→キャッシュレス決済をからめたポイント制を導入

日米安全保障条約と安保法案

- ・旧日米安全保障条約～1952年に発行

→GHQのうちアメリカ軍は在日米軍となる。

- ・新日米安全保障条約（60年安保）～1960年に発行

→岸信介内閣／アイゼンハワー大統領

→日米共同防衛を明文化（双務的）

→期限は10年。その後は定締結国からの1年前の予告により一方的破棄可

→日米地位協定を同時に締結（施設の提供などの細目を定める）

- ・安保法案（2018年）

→存立危機事態（集団的自衛権発動→武力行使可）

日本と密接な関係のある他国に武力攻撃が発生し、日本の存立がおびやかされ、国民の生命、自由、幸福追究権が根底から覆される明白な危機があるときは、集団的自衛権を行使できる。

→重要影響事態（後方支援→武力行使不可）

日本の平和や安全に重要な影響を与える事態

→国際平和共同対処事態（後方支援→武力行使不可）

国際社会の平和と安全を脅かす事態

戦闘中の他国軍を、いつでも自衛隊が戦闘現場以外なら後方支援できる。例えば、戦闘へ向かう他国軍の戦闘機に洋上や空中で給油ができる。武器や弾薬の輸送も可能。

働き方改革（2018年）

- ・1日8時間、週40時間の例外である36協定に上限

→時間外労働時間として1ヶ月45時間、年間360時間

- ・使用者の労働時間把握義務

→タイムカード等の義務化（←→高度プロフェッショナル制度）

- ・医師による面接の義務化

→1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1ヶ月80時を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者は、医師による面接指導の対象。

- ・有給休暇取得の義務化

→使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、その内の5日について、付与から1年以内に時季を定めることにより有給休暇を与えることを義務づけられる。